

技第08180001号
公第08180002号
令和 3年 8月18日

建設業関連団体の長 様

和歌山県県土整備部
県土整備政策局技術調査課長
(公印省略)

都市住宅局公共建築課長
(公印省略)

建設現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の
徹底について（依頼）

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加する中、昨日、兵庫県、京都府を含む7府県が新たに緊急事態宣言の対象に加えられるとともに、本県でも一日の感染者数が過去最多の67名になるなど、これまで以上に感染拡大防止対策を進める必要があります。特に、主たる感染経路が県外と推定される感染者の事例が増えていることから、県外からの建設業従事者も多い建設業においても対策の徹底が求められています。

つきましては、「県民の皆様へのお願い（令和3年8月17日）」に最大限の協力をいただけるように貴団体のみならず貴団体の会員各位にその旨の周知をお願いいたします。また、これまで数次にわたり依頼してきた建設現場等における感染拡大防止対策についてもこれまで以上に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 「県民の皆様へのお願い（令和3年8月17日）」の徹底

建設業従事者の皆様においては、特に以下の項目についてお願いいたします

- (1) 緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない
- (2) 県外への通勤は直行直帰し、会食は控える
- (3) 症状がでれば、通勤を控えて直ちにクリニックを受診、家族に発熱があれば出勤を控える
- (4) ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の徹底

※「県民の皆様へのお願い（令和3年8月17日）」（全文）については別紙参照

2. 建設現場等における感染拡大防止対策の更なる徹底

建設現場等においては、特に以下の項目についてお願ひいたします

(1) 従来からの基本的な感染拡大防止対策の徹底

- ・ 車両での移動時、屋外での作業時、休憩時、昼食等での飲食店への来訪時等においてもマスク着用
- ・ アルコール消毒液の設置や不特定多数の者が触れる箇所の定期的な消毒
- ・ 他の作業員との一定の距離の確保や作業場所の換気の励行などによる三密回避

(2) 県外からの建設従事者の往来に関する対応

- ・ 県外から通勤する建設業従事者用の県内での宿泊施設の確保

(3) 三密回避のための I C T の積極的な活用

- ・ I C T や情報共有システム、web カメラによる現場臨場の活用

※感染拡大防止対策の詳細については下記技術調査課ホームページをご確認ください。

技術調査課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/covid-19/notification.html>

【感染拡大防止対策に係る主な通知等一覧】

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏ました工事及び業務の対応について」(令和2年4月9日付け技第04090011号、公第04090001号)
- ② 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月21日付け技第04210002号)
- ③ 「感染拡大防止ガイドライン遵守の徹底等について」(令和2年7月27日付け技第07270003号、公第07270002号)
- ④ 「多人数・長時間での会食等の自粛について」(令和2年8月20日付け技第08200004号、公第08200001号)
- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一層の実施について」(令和3年5月6日付け技第05060004号、公第05060003号)
- ⑥ 「公共工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一層の推進について」(令和3年5月11日知事記者会見)
- ⑦ 「建設現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の再徹底について」(令和3年5月27日付け技第05270001号、公第05270001号)
- ⑧ 「建設現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の再徹底について」(令和3年8月5日付け技第08050001号、公第08050001号)

国土整備部
技術調査課 技術基準班
TEL 073-441-3083
公共建築課企画保全班
TEL 073-441-3242

県民の皆様へのお願い（令和3年8月17日）

- ・ 不要不急の外出を控える
 - ◇ ◇
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、三重県のほか、緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない
 - ◇ ◇
- ・ 帰省はできるだけ控えて既に帰省している人は、家族以外との会食を控える
 - ◇ ◇
- ・ 県外への通勤・通学は直行直帰し、会食は控える
- ・ 在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を
- ・ 飲食・カラオケは慎重に
- ・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない
 - ◇ ◇
- ・ 学校の部活動の制限について県外の学校との練習試合等は禁止
県内の部活動は慎重に
家族に発熱等の症状があれば、参加は控える
 - ◇ ◇
- ・ 県外への観光は自粛
- ・ 県内も、リフレッシュプラン2ndの利用は、新規予約を控えるとともに、できる限り延期を
 - ◇ ◇
- ・ 症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・ 家族に発熱等の症状があれば、出勤を控える
※クリニックは、保健所の判断を待たずに、陽性者の同居家族などへの検査を促進
 - ◇ ◇
- ・ ワクチン接種を早く予約する
- ・ ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の徹底を

- ・ 多くの人が集まるイベントは、感染防止対策を徹底する
- ・ キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染症対策をするとともに、ゴミは持ち帰る
- ・ 冷房使用時でも定期的に換気するなど、基本的な感染症対策を徹底する
 - ◇ ◇
- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 病院・福祉施設サービスは特に注意
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・ 職場内でもマスクの着用を徹底する

不要不急の外出を控える

- ・和歌山県内にお住まいの方は、不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、三重県のほか、緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない

- ・大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、三重県、北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県が、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施している期間中は、当該都道府県への不要不急の外出を控えてください。やむを得ず外出が必要な場合は、基本的な感染症対策を徹底し、会食や接待を伴う飲食はしないでください。

帰省はできるだけ控えて

既に帰省している人は、家族以外との会食を控える

- ・帰省が由来と疑われる感染事例が見受けられますので、帰省はできる限り控えてください。また、既に帰省されている方は、家族以外との会食は控えてください。

県外への通勤・通学は直行直帰し、会食は控える

- ・大阪など近隣府県で感染が拡大しており、感染リスクが高まっています。県外に通勤・通学されている方は、必要最低限の用事だけに留め、直行直帰し、会食は控えてください。

在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を

- ・大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務（テレワーク）を行っていただきますようお願いします。
- ・県内事業者の皆様におかれましても、在宅勤務を活用していただきますようお願いします。

飲食・カラオケは慎重に

- ・飲食やカラオケの利用時はマスクを外す場面もあり、感染のリスクが高まる場合があります。基本的な感染症対策を徹底して下さい。

遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染した事例がありましたので、そのような行動は控えてください。

学校の部活動の制限について、県外の学校との練習試合等は禁止

県内の部活動は慎重に　家族に発熱等の症状があれば、参加は控える

- ・学校の部活動について、県外の学校との練習試合や合同練習等は禁止とします。県内の学校との練習試合や合同練習等及び校内での活動については、感染防止対策を徹底した上で実施可能とします。
- ・家族に発熱等の症状があれば、部活動やスポーツクラブへの参加は控えるようお願いします。

県外への観光は自粛

県内も、リフレッシュプラン2ndの利用は、新規予約を控えるとともに、できる限り延期を

- ・県外への観光が由来と疑われる感染事例が見受けられますので、県外への観光はできる限り控えてください。
- ・リフレッシュプラン2ndの利用について、当面、新規予約を控えていただくとともに、既にご予約されている方は、できる限り延期をお願いします。

症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

家族に発熱等の症状があれば、出勤を控える

- ・発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、早い目に医療機関を受診するとともに、通勤・通学はせず、外出も控えるようお願いします。なお、前日に同様の症状があった場合、当日に症状が消失しても、通勤・通学は無理をしないようお願いします。また、家族内に同様の症状がある場合も、通勤・通学はしないようお願いします。

※クリニックは、保健所の判断を待たずに、陽性者の同居家族などへの検査を行ってください。

ワクチン接種を早く予約する

- ・ワクチンは、重症化のリスクを下げることが分かっています。積極的な接種をお願いします。

ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の徹底を

- ・ワクチンは、高い有効性が認められるものの、100%の発症予防効果が得られるものではなく、他人への感染をどの程度予防できるかは、明らかになってしまん。ワクチン接種後も、引き続き、感染予防対策の徹底をお願いします。具体的には、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行等をお願いします。

多くの人が集まるイベントは、感染防止対策を徹底する

- ・催物等の開催に当たっては、国が示す収容率や人数上限等の基準を遵守とともに、その規模に関わらず、「3つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止対策を講じていただきますようお願いします。なお、全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催については、県に事前相談をお願いします。

キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染症対策をするとともに、ゴミは持ち帰る

- ・キャンプやバーベキューは、市町村が管理するキャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならない等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、ゴミは持ち帰りましょう。

冷房使用時でも定期的に換気するなど、基本的な感染症対策を徹底する

- ・窓を閉め切って冷房設備を使用する場合、室内が密閉空間となることから、感染リスクが高まるおそれがあります。そのため、定期的な換気を行ってください。

事業所では発熱チェック

- ・事業所においても従業員の発熱等をチェックし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応をお願いします。

病院・福祉施設サービスは特に注意

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネージャーの皆様は、御自身での感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期PCR検査を実施しています。その中で、濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となつても、2週間の経過観察中に陽性になつた事例も見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人の接触を避けることを守ってください。

医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であつても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

職場内でもマスクの着用を徹底する

- ・県内事業所で、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では長時間にわたり同じ空間を共にすることから、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染症対策も徹底してください。